

平成十八年秋の全国交通安全運動の実施について

平成十八年九月十九日（火）閣議

内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

来る九月二十一日から三十日までの十日間、「高齢者の交通事故防止」を基本として、秋の全国交通安全運動を実施いたします。

今回の全国交通安全運動では、「飲酒運転の根絶」、子どもと高齢者を中心とする「夕暮れ時^{どき}と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」と「後部座席を含むシートベルトとチャイルドシート^トの正しい着用の徹底」を全国重点に掲げ、広く国民に呼び掛けて活発かつ効果的な運動を展開してまいります。

更に、今回は、陸上に加え、海上・航空を含めた全ての交通分野において、効果的な運動を展開することにしております。

また、最近、飲酒運転による交通死亡事故が続発していることに鑑み、十五日に交通対策本部を開催し、飲酒運転の根絶についての取組を決定したところであり、引き続き飲酒運転の根絶に努めてまいります。

閣僚各位におかれましては、従来にも増した取組と御協力をよろしくお願いいたします。